

## 意見書

平成 26 年 5 月 13 日（意見書提出日）

異議申立人 中 登史紀（67 歳）

資源エネルギー庁が平成 26 年 4 月 2 日付け「理由説明書」に対する、異議申立人の意見は以下のとおりである。

### 1. 「理由説明書」の「5の異議申立人の主張についての検討」の「ア 異議申立人の『工事費概算額に関する情報は入札に参加した業者間ではすでに公になっている』という主張に対する検討」についての意見

「当該法人は、(中略) 工事費概算金額に関する情報を外部に明らかにすることはしていない。」であり、「当該不開示部分が入札に参加した業者間ではすでに公になっているという指摘は当たらない。」ということについては、異議申立人の理解が誤っていたことを認める。つまり、工事費概算額は、当該法人が作成し、当該法人のみが知りうる情報で、公開していないこと、そして、工事費概算額は、「上限価格と同等」ということ、入札で明らかになるのは、この上限価格以下の「落札額」であり、「落札額」は入札参加業者間で公になっているが工事費概算額については公になっていないという、資源エネルギー庁の主張は認める。

### 2. 「理由説明書」の「5の異議申立人の主張についての検討」の「イ 異議申立人の『適切な入札を行えなくなるおそれがあるのではなく、適切な入札がすでに終わっているのである。その結果、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあるという理由がない』という主張に対する検討」についての意見

前段の説明は、「工事費概算額を明らかにすると将来発注の工事費概算額（異議申立人注：入札にかけられる請負工事費ということか）が類推され、入札の上限額がわかってしまうので公開できない。（異議申立人注：上限の予定価格が公表される、国、地方自治体の入札もあるが、）十分に多い入札参加業者がいる場合には、公表しても競争原理が働いて、予定価格を下回る価格での入札が促すことができるが、送電工事では業者数が限られるので、公表すると、価格競争が働きにくく、落札額が高止まりしやすくなり、発注する当該法人の利害に不利益を与える。」という理由で公表できないというものである。

それでは、公表されていない現在、競争原理が働いているのだろうか。自ら述べているように、当該法人から継続して発注される毎年の募集量に比べて、入札参加業者が少ないという、業界の構造的なことが原因であるではないか。業者が少なければ、談合しやすくなり、競争原理は働かない。その結果、入札しても高止まりになる。

それは、事実からも明らかである。

今年 2 月、4 月の新聞記事によれば、東電と関電で送電線工事談合が報道されている（末尾に添付）。東電、関電の発注担当者が予定金額を業者に日常的に漏洩していたことが報じられている。つまり、工事費概算額を公表する・しないにかかわらず、入札参加業者が少なく、当該法人の利害に不利益を与えているのは、送電工事の業者数が限られるという業界の体質によるものである。

また、後段の説明では、「工事費概算額を明らかにすると、支払われる用地費と比較して地権者が価格交渉の余地があるとの期待を抱かせて、交渉に支障をきたして、当該法人の不利益になるということである」が、これは、工事費概算額を公開すると、適正な入札を行えないという理由ではない。

資源エネルギー庁の主張するいずれの理由も、公開することで適正な入札を行えないという理由にならない。

この段落で主張している、「工事費概算額を公表すると、地権者に用地費と比較されて、用地交渉の支障があるので、当該法人に不利益を与える。」という主張については、異議申立人の公開請求は、用地交渉が済んでいる事案についての請求であるので、工事費概算額を公表しても、用地交渉の支障はない。

したがって、いずれの理由も、非公開の理由にならない。

#### 参考資料：

**【読売新聞のニュース、ヨミウリ・オンラインのページより】** 2014年2月1日 06時42分  
送電線談合、関電担当者200人超が価格漏えい

関西電力が発注した送電線工事の談合疑惑で、公正取引委員会は31日、関電の担当者200人以上が予定価格を工事会社へ事前に漏らし、談合を助長したとして、関電に再発防止策を講じるよう申し入れた。

関電グループで東証1部上場のきんでん（大阪市）など76社の独占禁止法違反（不当な取引制限）も認定し、同日、うち61社に総額23億7048万円の課徴金納付、73社に再発防止を求める排除措置を命じた。

公取委の発表によると、関電は、鉄塔の間を結ぶ送電線や地中を通る送電線の関連工事で複数の会社を指名し、見積書を提出させて受注会社を決めている。

公取委は2012年11月までの3年間で約1330件、受注総額約294億円の工事で談合を確認。これらの見積書提出前、関電の設計担当者らは、指名会社を集めた現場説明会などで、非公表の予定価格を口頭で伝えていた。予定価格が記載された発注予定工事の一覧表を渡した担当者も数十人いたという。 （2014年2月1日 06時42分 読売新聞）

#### **【産経新聞 web ニュースより】** 2014.4.10 21:29

東電発注の送電線工事で談合の18社を営業停止 国土交通省

東京電力発注の送電線工事をめぐり、談合を認定した公正取引委員会の排除措置命令と課徴金納付命令が確定したとして、国土交通省の4地方整備局は10日、東京都や大阪府など8都府県の建設会社18社に、建設業法に基づく営業停止命令を出した。

国交省によると、期間は25日から30～60日間。電気工事のうち、公共工事を除いた民間工事への営業が禁止される。

命令を出したのは東北、関東、中部、近畿の各地方整備局。18社はほかの業者とともに、遅くとも平成24年1～3月以降、東電が発注した地上や地中の送電線工事で、事前に話し合っ受注業者を決めていた。